**事例R６-３**

令和　６年11月11日

**死亡災害事例**

**長野労働局**

|  |  |
| --- | --- |
| **災害発生月** | 令和６年２月 |
| **事業の種類** | 道路貨物運送業 |
| **災害の概要**  （注１） | 被災者運転の大型貨物自動車が高速道路走行中、故障に  より走行車線上に停止していた他の大型貨物自動車（トレーラ  ーダンプ）に追突した。 |
| **災害防止のためのポイント**  （注２） | ◎疲労が蓄積した状態で運転させないこと  ・疲労による交通労働災害を防止するため、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間を確保する。  ・十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行う。  ・複数の作業者が同乗する場合には、交互に運転を行うなど一人だけが運転することを避ける。  ・荷役作業を行わせる場合は、荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備え付ける。  ◎教育の実施  ・雇入れ時の教育  交通法規、改善基準告示などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、  睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性について教育を行う。  必要に応じて、ベテランが添乗し、実地の指導をする。  ・日常の教育  十分な睡眠時間の確保、交通事故発生情報、デジタルタコグラフ、ドライブ・レコーダ  ーの記録などから判明した安全走行に必要な情報に関する事項、交通安全情報マッ  プ、関係法令などについて教育を行う。  ◎荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運⾏について、事業者と協働して取り組むこと。  ◎走行前に自動車を点検し、不具合が認められた時は修理等を行うこと。  **（関係指針・ガイドライン・通達等）**  **〇交通労働災害防止のためのガイドライン**  **（厚生労働省：交通労働災害を防止するために）** |

※　本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注１）　本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注２）　同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。